

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

|          |  |      |     |
|----------|--|------|-----|
| No       | 14   | 府省庁名 | 内閣府 |
| 対象税目     | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）  |      |     |
| 要望項目名    | 津波避難施設に係る特例措置の延長   |      |     |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設又は協定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）に対する固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容<br/>津波法に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設又は協定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に関する固定資産税の課税標準について、指定避難施設指定後5年間、2/3を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に、管理協定締結後5年間、1/2を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合にする。</p>  |      |     |
| 関係条文     | <p>地方税法附則第15条第27項及び第28項<br/>地方税法施行令附則第11条第29項<br/>地方税法施行規則第6条第53項<br/>津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項、第61条第1項及び第62条</p>   |      |     |
| 減収見込額    | <p>[初年度] — ( ▲14.1 ) [平年度] — ( ▲70.6 )<br/>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>   |      |     |
| 要望理由     | <p>(1) 政策目的<br/>津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため沿岸部の建築物の屋上階等に、市町村が管理する避難・備蓄用スペースの数を増やすとともに、避難施設屋上階等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）の整備を促進することが本特例措置の目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、津波からの避難場所を確保することが容易ではない。また、津波発生から沿岸に津波が到達するための時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域も少なくないことから、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。</p> <p>津波法第56条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、市町村長が指定避難施設として指定することにより、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進を図ることとしている。</p> <p>また、津波法第60条では、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置されている等、一定の基準を満たす施設について、当該施設所有者等と市町村が管理協定を締結することにより、当該施設の避難用部分を市町村が管理することで、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進を図ることとしている。</p> <p>しかしながら、津波避難施設の指定及び管理協定の締結は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ることによって、指定避難施設として指定されることについての同意を得やすくすることや、管理協定の締結及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）の整備を促進し、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。</p> |      |     |
|          | ページ  | 14   | - 1 |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 本要望に<br>対応する<br>縮減案 | —      |
| ページ                 | 14 — 2 |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 合理性       | 政策体系における政策目的の位置付け  | 【内閣府本府政策体系】<br>10. 防災 10. 防災に関する施策の推進  |
|           | 政策の達成目標  | 津波避難施設について、人口に比して公共施設の数が少なく、津波の危険が広域に及ぶ危険性がある地域を中心として、例えば沿岸部などの民間施設を対象に、指定避難施設への指定や管理協定の締結を行うことにより、津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう取り組む。また、国土強靱化計画等において、ハードとソフトを組み合わせた多重防護の観点から津波避難に資する施策を進める目標があり、その一環として、津波避難施設についても継続的かつ段階的に整備を進めていくこととする。  |
|           | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間  | 3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）  |
|           | 同上の期間中の達成目標  | 令和5年度までの当面の適用目標施設数については、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため施設所有者等の理解が必要であり、360件の見込みである。<br>【適用目標施設数：R3 80件、R4 120件、R5 160件、計360件】   |
| 政策目標の達成状況 | 市町村が管理協定を締結している施設の数：0（令和2年3月末時点）<br>※ なお、指定避難施設の指定又は管理協定の前提となる津波災害警戒区域は、令和2年6月時点で17道府県にて指定済み。また、津波災害警戒区域の前提となる津波浸水想定は、令和2年6月時点で36道府県にて設定済。 |  |
| 有効性       | 要望の措置の適用見込み  | 令和3年度 80件、令和4年度 120件、令和5年度 160件  |
|           | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）   | 市町村長による指定避難施設の指定や施設所有者等と市町村との管理協定の締結は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。そこで、本特例措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、指定避難施設の指定及び管理協定の締結が促進される効果が見込まれる。   |
| 相当性       | 当該要望項目以外の税制上の支援措置  | —  |
|           | 予算上の措置等の要求内容及び金額   | —  |
|           | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係  | —  |
|           | 要望の措置の妥当性  | 津波災害警戒区域内における避難施設は、津波被害軽減という公益性を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が避難施設を建設する場合、建設費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。<br>一方、民間の商業施設やマンション等の避難用部分（津波発生時における避難の用に供する部分）について、指定避難施設として指定する場合又は市町村と施設所有者等が管理協定を締結し、当該施設の避難用部分について市町村が管理する場合、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担を削減することが可能となる。また、誘導灯等は、円滑かつ迅速な避難の確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いきにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、津波発生時の円滑かつ迅速な避難が可能となる。したがって、本特例措置は妥当な措置である。 |

|  |  |      |     |
|--|--|------|-----|
| 税負担軽減措置等の適用実績                          | (単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円)  |      |     |
|  | 年度   | 適用件数 | 減収額 |
|  | 平成 29 年度   | 0    | 0   |
|  | 平成 30 年度   | 0    | 0   |
|  | 平成 31 年度   | 0    | 0   |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）<br>② 適用実績(千円)：平成 29 年度 0千円<br>平成 30 年度 0千円<br>平成 31 年度 0千円   |      |     |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）            | 市町村長による指定避難施設の指定や施設所有者等と市町村との管理協定の締結は、津波災害警戒区域内における津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的に行うことが難しいという課題がある。そこで、本特例措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、指定避難施設の指定及び管理協定の締結が促進される効果が見込まれる。   |      |     |
| 前回要望時の達成目標                             | 津波災害警戒区域内における民間施設について、管理協定締結等を行うことにより、津波発生時に、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保することを目標とする。  |      |     |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | 津波避難施設は津波災害警戒区域内に位置することを要件としているところであり、津波災害警戒区域の指定にあたっては、関係市町村の理解が必要であることから、都道府県のみならず市町村も対象とした説明会の実施や担当者の研修に取り組んできた。また、先行している自治体の取り組みを事例集として作成し、全国の自治体へ共有した。<br>一方、津波避難施設の指定すること又は施設所有者等と市町村との管理協定の締結にあたっては、施設の津波に対する安全性を確認することが必要になる。この安全性の確認には個別に精密な構造計算を実施する必要があり、多大な費用がかかるため、本特例措置の活用が進まなかった。 |      |     |
| これまでの要望経緯                              | 平成 24 年度 創設<br>平成 27 年度 延長<br>平成 30 年度 延長  |      |     |